

令和 7 年度
エコアクション 21 の運営に関する検討委員会（第 2 回）

議事要旨

1. 開催日時 令和 7 年 9 月 1 日（月） 13：00～14：00
2. 開催場所 経済産業省【厚生】225 各省庁共用会議室（24 名/別館 2 階）
3. 出席者（敬称略）
 - ・委員 近藤 智洋（委員長）、皆藤 寛、佐藤 泉、渋谷 寿彦、竹下 博士、康井 洵之介
 - ・オブザーバー 一般財団法人持続性推進機構（エコアクション 21 中央事務局）
佐藤 隆史、小池 秀子
株式会社エスプールブルードットグリーン 八林公平、川島大地、水野宏哉
 - ・環境省 大臣官房環境経済課 平尾 禎秀、石井 友梨、長谷川 真夕、海野 洋敬
4. 議事次第
 - ・環境省 挨拶
 - ・議事
 - （1）エコアクション 21 アドバンストガイドラインの策定について
 - （2）運用に向けたスケジュールと周知方法について
 - ・閉会

5. 議事要旨

■議事 1） 2）について

環境省 大臣官房 環境経済課よりエコアクション 21（以下「EA21」という。）アドバンストガイドライン策定と当ガイドラインの運用に向けたスケジュールと周知方法について、配布資料による説明があった。

- EA21 中央事務局より以下のコメントがあった。

現行の EA21 では SBT、GHG プロトコルへの対応が不十分である点、現場の声・ニーズがアドバンストの策定の背景にあるが、現行 EA21 を取得しているすべての事業者に対してアドバンストに移行してくださいというわけではなく、既取得者の「アドバンスト」へのステップアップ移行は任意とする等、柔軟な運用を想定している。

運用に至る準備としては、全事業者に Web 案内を行い、関心のある事業者向けに説明会を開催予定であり、審査体制についても、約 600 名の審査員の中から対応可能な 20～30 名を対象に勉強会を実施する等、環境省と連携しながら準備を進めていきたい。

【主な質疑】

- 委員より、様々な EMS が存在するが、今回の EA21 アドバンストが策定されることによる環境政策全体への効果として、どんな期待があるかとの質問があった。
環境省より以下の回答があった。
中小企業でも EMS に取り組めるよう国際標準 ISO14001 の簡易版として現行 EA21 を創設した。直近では 2017 年にガイドラインを策定し、企業の取り組みを後押しする形で推進してきた。
現行 EA21 は、多くの中小企業に活用され、当初は情報公開への対応を目的としていた EMS が、企業の環境対応の姿勢を示す一つの手段として、一定の信頼や評価を得るようになってきたものと考えている。
アドバンストでは、現行 EA21 の特徴である簡便さを保ちつつ、現在および将来求められる対応、特に GHG プロトコルへの対応を視野に入れており、新たな GHG 対応も段階的に進めることで、外部から前向きに受け止められることを期待している。
中小企業が「選ばれるサプライヤー」となることを目指し、5～10 年後のビジネスにつながるよう、日常業務の延長で取り組める仕組みにしていきたいと考えている。
来年 4 月からの運用開始を予定しているが、それで終わりではなく都度運用を改善してまいりたい。
- 委員より、「アドバンストの申請タイミングについて、事業者側から見ると「最初から知っていればアドバンストを選んだのに」といったことへの懸念や重複取得の可能性があることについて、周知・説明のスケジュールや配慮はどの程度想定されているか」とのコメントおよび質問があった。
EA21 中央事務局より以下の説明があった。
審査員の育成など準備を整えた上で運営に移行していきたいと考えている。
申請タイミングについては、更新時や年度区切りでのアップグレードが望ましいと考えるが、毎年
の審査タイミングで判断できるよう、また、重複取得が起きないように運営上配慮し、地域事務局を通じて事業者の声を把握しながら調整していきたい。
運用面についても、地方企業の負担（交通費等）にも配慮し、事業者目線での対応を進めたい。
環境省より以下の説明があった。
現場の声を踏まえつつ、受け入れ体制とキャパシティのバランスを見ながら中央事務局と相談・検討しながら進めていきたい。
- 委員より、コメントおよび質問があった。
業種別ガイドラインを参照している事業者にも、アドバンストの活用を啓蒙できると良いと思うが、現行ガイドラインや業種別ガイドラインとアドバンストガイドラインとの関係性はどうか。
環境省より次の説明があった。
アドバンストガイドラインは業種横断的な内容となり、現行ガイドラインとアドバンストの間に業種別ガイドラインが位置付けられるものと考えている。アドバンストガイドラインだけを読むと現行ガイドラインとのつながりが伝わりにくくなっており、本体の添付文書であることをどこかに記載する等、よりわかりやすいガイドラインになるようにしたい。

- 委員より、次のコメント、質問があった。

現行ガイドラインでは要求事項 1、アドバンストガイドラインでは要求事項 1' にて範囲を規定しているが、他の要求事項については GHG プロトコルに関わる部分のみが対象となるのか。現行ガイドラインでも「全組織」という表現が使われているが、アドバンストとの違いについてどのように整理されているか。加えて、アドバンストにおけるデータ除外や活動範囲の限定について、事業者に明確に伝わるよう配慮してほしい。

環境省より次の説明があった。

ご指摘のとおり、アドバンストでは GHG プロトコルに関わる最低限の要求事項として 4 つを選定しており、他の要求事項についてはアドバンストでは要求していない。境界の設定については、使用する物質によって限定できる点や、支配力基準の考え方などを、より分かりやすくアドバンストガイドラインに記載していきたい。

また、現行ガイドラインにおける「全組織」という表現は、対象組織を限定した場合における「組織全体」を指しており、実際には「限定」が含まれる。アドバンストにおいては、GHG プロトコルでは海外を含めた組織を対象としておりその意味では対象組織は広範となるが、データの不足や排出量が僅少である場合など、合理的な理由があれば、データだけでなく組織の範囲を限定できる点は同様となる。

ガイドラインだけですべてを網羅することには限界があるため、説明会や研修、Q&A の作成など、運営面での工夫を通じて、事業者の皆さまに分かりやすく伝えていけるよう対応していきたい。

- 委員より、期待と要望に関する次のコメントがあった。

SBT 認定の取得を視野に入れた中小企業に対しては、まず「アドバンスト」を取得することで、比較的少ない追加の取り組みで SBT 認定の申請・取得につなげられることが期待される。アドバンストで設定する CO₂ を含む GHG 削減目標が SBT の基準に準じたものであることから、アドバンストの延長線上で SBT 認定取得を目指せるような支援体制が望ましい。将来的には、アドバンストと SBT 認定を一体的に進められるような制度設計が期待される。

EA21 中央事務局より次の説明があった。

アドバンストでは、マネジメント体制や意識の醸成を重視した審査を行っていく方針だが、事業者のニーズに応えることが何より重要だと考えている。SBT 取得支援については、民間企業との連携も視野に入れながら、環境省と協議のうえ、最適な支援のあり方を検討していきたい。

環境省より次の説明があった。

審査員への伝え方や運営面での調整も重要なポイントであると認識しており、今後は EA21 中央事務局と連携しながら、運営上の対応を進めていきたい。

- 委員より、次のコメントおよび質問があった。

アドバンストを取得した事業者が、SBT 取得に向けたモデルケースとして示されることで、他の事業者にとっても分かりやすく、取組の参考になるのではないかと期待する。

一方で懸念されるのは、審査員の受け入れ体制であり、現在約 600 名の審査員がいるが、そのうち

どの程度をアドバンスト対応の審査員として育成するのか、定量的な移行計画が必要ではないか。

環境省より次の説明があった。

2026 年 4 月の運用開始を目指す中で、現場の声や実態を把握しながら対応を進めていきたいと考えている。ご指摘のとおり、審査員の育成体制は重要な課題であり、対応にあたっては数値的な見込みを立てた育成計画の策定が必要だと認識している。

今後、EA21 中央事務局と連携しながら、審査員の育成方針や体制整備について具体的に検討・調整を進めていきたい。

- 委員より、今後のスケジュールやパブリックコメントの有無について質問があった。

環境省より次の説明があった。

本検討委員会において一定の議論が行われたことを踏まえ、EA21 アドバンストガイドラインは、早ければ今月中、遅くとも来月初旬には公表し、2026 年 4 月からの運用開始を目標に、準備を進めていきたい。

なお、EA21 アドバンストガイドライン単独でのパブリックコメントの実施は、当面予定していないが、制度発足後は運営を通じて関係者からの意見を積極的に収集し、制度の改善につなげる方針である。

6. その他

会議は非公開で行われた。

以 上